

## 佐久市佐久の先人検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 佐久市にゆかりがある人物で、その人となりや業績を市民の間で語り継いでいくべきもの（以下「佐久の先人」という。）を掘り起こし、後世に伝えていくため、佐久市佐久の先人検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、佐久の先人について、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 選定に関する事。
- (2) 原稿執筆及び書籍の発行に関する事。
- (3) 資料の収集、保存、活用及び公開に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事。

2 委員会は、前項の成果を教育委員会に報告するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、監修者及び委員計11人以内で組織する。

2 監修者は、歴史に関する広い知識を有する者又は書籍の編集を監督する能力のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 監修者及び委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、監修者及び委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。